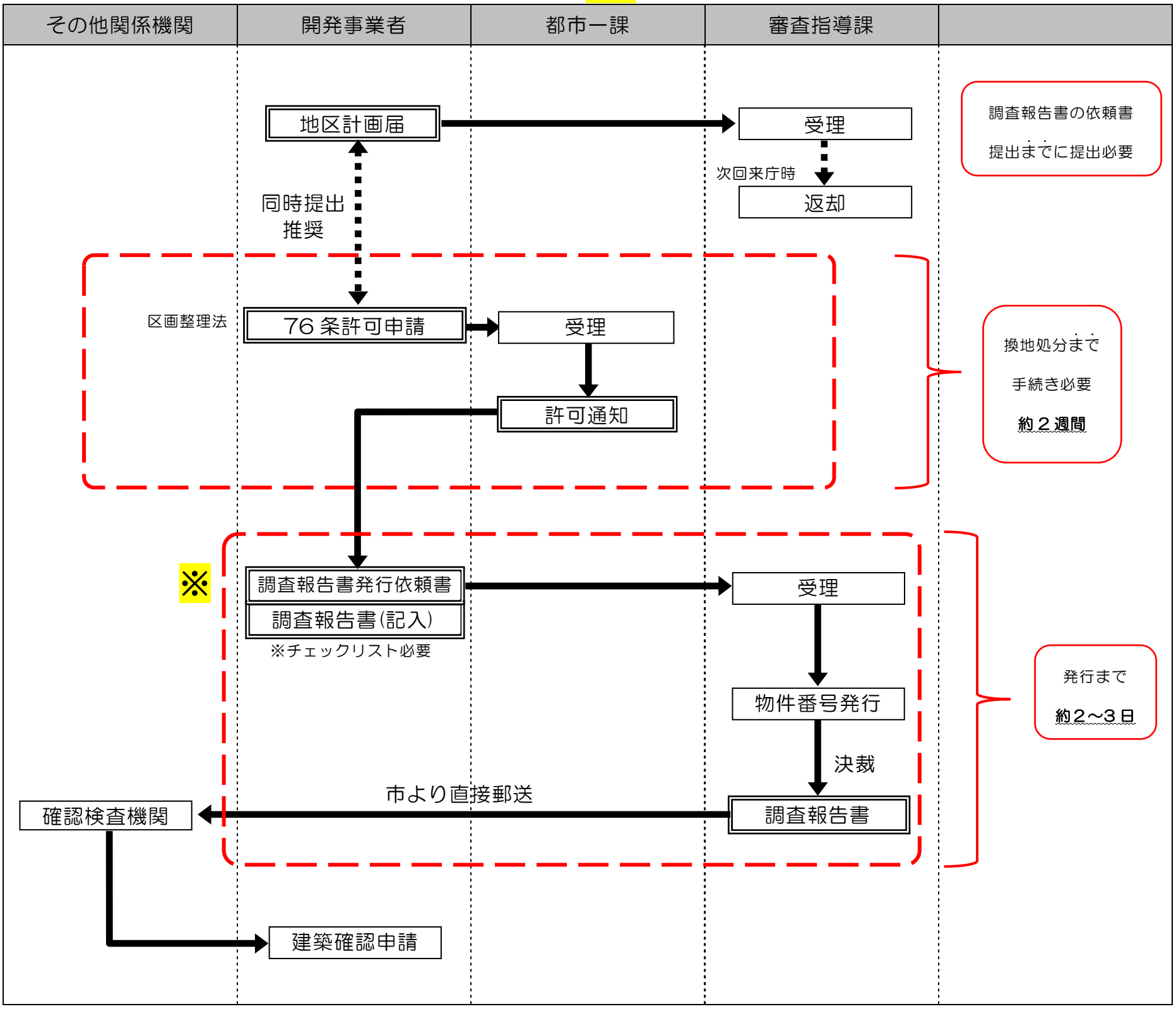
国松地区開発事業協議　フローチャート（小規模協議不要の場合）

令和８年９月更新



（注意）生産緑地に関しては、都市一課へ事前に協議すること

※ 提出書類	• 調査報告書 • 調査報告発行依頼書 • 位置図 • 配置図 • 土地利用計画図 • 排水図 • 平面図 • 立面図 • 断面図 • 土地区画整理法第 76 条第１項の許可書の写し

a. 小規模開発事業協議が不要となる事象

以下の条件を全て満たす場合、小規模開発事業協議を省略します。

⑴　戸建て住宅（165 戸）または集会所（1 戸）の建築

⑵　区画整理事業で申請された区画から変更がない場合

（例：２区画を１区画で申請するなどの変更がないこと）

⑶　建物用途が戸建て住宅または集会所であること

b. 小規模開発事業協議が必要となる事象

以下のいずれかに該当する場合は、従来通り小規模開発事業協議が必要です。

⑴　区画整理事業で申請のあった区画から変更がある場合（例：２区画を１区画で申請など）

⑵　建物用途が戸建て住宅または集会所以外のもの

⑶　仮設建築物の建築